

I P 通信網サービス契約約款 (OCN)

別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種  
オープンコンピュータ通信網サービスに限ります) )

【現改比較表】 2023年11月6日現在

～2024年1月31日

2024年2月1日～

▲ I P 通信網サービス契約約款 (OCN) 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス

(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります) )

目次 (略)

第1章～第8章 (略)

別記 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
(1)～(10)	(略)

▲ I P 通信網サービス契約約款 (OCN) 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス

(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります) )

目次 (略)

第1章～第8章 (略)

別記 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
(1)～(10)	(略)

～2024年1月31日		2024年2月1日～	
<p>(11) <u>優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用</u></p>	<p>ア <u>当社は、第2種契約者（タイプ2のコース1又はタイプ3のコース1のメニュー2のプラン1に係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）の電話等回線（第2種契約者がI P通信網サービスに係る料金と特定卸事業者の電話等サービス契約約款に定める電話等サービスに係る料金とを一括して請求（以下この欄において「統合請求」といいます。）することを承諾している場合（当社が別に定める場合を除きます。）の、その電話等サービスに係る回線をいいます。以下この欄において同じとします。）について、特定卸事業者のI P通信網サービス契約約款共通編別記2の(1)に規定する特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおける電話会社固定に係る県間市外通話の通話区分又は県間市外通信の通信区分（以下この欄において「県間固定区分」といいます。）として当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定している場合には、タイプ2のコース1については、1-2-2（定額利用料）に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとに700円（770円）（月額）を減額、タイプ3のコース1については、1-2-2（定額利用料）に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとにメニュー2のプラン1については100円（110円）（月額）を減額して適用します。（以下この欄におい</u></p>	<p>(11)</p>	<p><u>削除</u></p>

~2024年1月31日	2024年2月1日~
-------------	------------

	<p><u>て「県間固定特別割引」といいます。)</u></p> <p><u>イ 当社は、次の各号に該当する場合に限り、1の電話等回線につき1の県間固定特別割引を適用します。</u></p> <p><u>(ア) 第2種契約者と電話等回線の契約者が同一の者であるとき。(当社が別に定める基準に適合するときを含みます。)</u></p> <p><u>ウ 県間固定特別割引は、県間固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを当社が確認できた日を含む料金月について適用します。</u></p> <p><u>エ 当社は、県間固定特別割引の適用を受けることについての申出があったとしても、この申出を承諾しません。</u></p> <p><u>オ 当社は、第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更をした場合は、県間固定特別割引を適用しません。</u></p>		
--	--	--	--

～2024年1月31日		2024年2月1日～	
<p>(12) ドットフォン契約の取扱いに係る定額利用料の適用</p>	<p>ア 当社は、第2種契約者が当社と第1種ドットフォン契約（タイプ1のうち第1種ドットフォン利用回線が当社が提供する第2種契約に係る回線でないもの及びタイプ2並びにタイプ3を除きます。）又は特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款に定める第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限ります。）を締結している場合には、タイプ2のコース1については、1-2-2（定額利用料）に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとに700円（770円）（月額）を減額、タイプ3のコース1のメニュー2については、1-2-2（定額利用料）に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとにプラン1については100円（110円）（月額）を減額して適用します。（以下この欄において「ドットフォン特別割引」といいます。）</p> <p>イ <a href="#">この表の(11)欄</a>に規定する県間固定特別割引の適用を受けている第2種契約者については、ドットフォン特別割引を適用しません。</p> <p>ウ 当社は、ドットフォン特別割引の適用を受けることについての申出があったとしても、この申出を承諾しません。</p> <p>エ 当社は、第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更をした場合は、ドットフォン特別割引を適用しません。</p>	<p>(12) ドットフォン契約の取扱いに係る定額利用料の適用</p>	<p>ア 当社は、第2種契約者が当社と第1種ドットフォン契約（タイプ1のうち第1種ドットフォン利用回線が当社が提供する第2種契約に係る回線でないもの及びタイプ2並びにタイプ3を除きます。）又は特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款に定める第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限ります。）を締結している場合には、タイプ2のコース1については、1-2-2（定額利用料）に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとに700円（770円）（月額）を減額、タイプ3のコース1のメニュー2については、1-2-2（定額利用料）に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとにプラン1については100円（110円）（月額）を減額して適用します。（以下この欄において「ドットフォン特別割引」といいます。）</p> <p>イ <a href="#">附則</a>に規定する県間固定特別割引の適用を受けている第2種契約者については、ドットフォン特別割引を適用しません。</p> <p>ウ 当社は、ドットフォン特別割引の適用を受けることについての申出があったとしても、この申出を承諾しません。</p> <p>エ 当社は、第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更をした場合は、ドットフォン特別割引を適用しません。</p>
<p>(13)～(29)</p>	<p>(略)</p>	<p>(13)～(29)</p>	<p>(略)</p>

~2024年1月31日	2024年2月1日~
1 - 2 (略) 第 2 (略) 第 2 表~第 3 表 (略)	1 - 2 (略) 第 2 (略) 第 2 表~第 3 表 (略)